

## 令和5年江南市議会5月臨時会議案目録

令和5年5月19日

議案第31号	江南市公平委員会委員の選任について	P	2
議案第32号	江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	6
議案第33号	江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	P	18
議案第34号	江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P	22
議案第35号	財産の減額譲渡について	P	25
議案第36号	損害賠償の和解及び額を定めることについて	P	30
報告第2号	損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について	P	33

令和5年議案第31号

江南市公平委員会委員の選任について

下記の者を江南市公平委員会委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和5年5月19日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 大岩 裕子

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、江南市公平委員会委員 兵藤末知子氏が令和5年5月24日任期満了するので、後任の者を選任する必要があるからであります。

# 大 岩 裕 子 履 歷

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

江南市公平委員会委員名簿

(令和5年5月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	兵藤 末知子		自令和元年 5月 25日 至令和 5年 5月 24日
	田中 重和		自令和 2年 5月 25日 至令和 6年 5月 24日
	浅野 總一郎		自令和 4年 5月 25日 至令和 8年 5月 24日

地方公務員法（抜粋）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第7条 （略）

2 （略）

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 （略）

（人事委員会又は公平委員会の権限）

第8条 （略）

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

（1）職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

（2）職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

（3）前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。

（4）前3号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

3～9 （略）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解



があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3 (略)

4 委員の選任については、そのうちの2人が、同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

5～8 (略)

9 委員は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の地方公務員（第7条第4項の規定により公平委員会の事務の処理の委託を受けた地方公共団体の人事委員会の委員については、他の地方公共団体に公平委員会の事務の処理を委託した地方公共団体の地方公務員を含む。）の職（執行機関の附属機関の委員その他の構成員の職を除く。）を兼ねることができない。

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11 人事委員会の委員は、常勤又は非常勤とし、公平委員会の委員は、非常勤とする。

12 (略)

## 江南市公平委員会設置条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定に基づき、江南市公平委員会を設置する。

（委員）

第2条 公平委員会の委員は、非常勤とする。

令和5年議案第32号

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年5月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、指定管理者による創意工夫を促進し参入意欲を高めるため、より弾力的な料金設定をする必要があるからであります。

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「掲げる額」を「掲げる額に1.3を乗じて得た額」に改める。  
別表1 宿泊施設利用料金の表を次のように改める。

1 宿泊施設基本利用料金（1人1泊につき）

施設の名称	利用単位	通常	土、日曜日及び祝日等
洋室	1人	6,430円	7,710円
和室	2人	3,800円	4,560円
広間	3人以上	3,640円	4,360円

備考

- 1 宿泊施設利用料金には、規則に定める宿泊施設の利用時間帯に係るスカイルーム、ヘルスルーム及び大浴場の利用料金を含む。
  - 2 宿泊施設を同一利用者が引き続き利用する場合、次の宿泊施設利用時間までの時間帯に係る宿泊施設利用料金は、徴収しない。
  - 3 「祝日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める期間をいう。
- 別表2 研修施設利用料金の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 研修施設基本利用料金

施設の名称	利用時間区分	
	午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで
2時間につき	1時間につき	

多目的ホール		6, 600円	3, 300円
小研修室	A	400円	200円
	B	400円	200円
研修室	A	1, 250円	630円
	B	1, 250円	630円
大広間	A	1, 320円	660円
	B	2, 040円	1, 020円

別表2 研修施設利用料金の表備考第1号を削り、同表備考第2号中「引続き」を「引き続き」に、「切り下げる」を「切り捨てる」に改め、同号を同表備考第1号とし、同表備考第3号中「一般利用者」を削り、同号を同表備考第2号とし、同表備考中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表3 研修施設準用利用施設利用料金の表中備考以外の部分を次のように改める。

### 3 研修施設準用利用施設基本利用料金

施設の名称	利用時間区分	
		午前7時から午前9時まで 午前9時から午前11時まで 午前11時から午後1時まで 午後1時から午後3時まで 午後3時から午後5時まで 午後5時から午後7時まで 午後7時から午後9時まで
	1室2時間につき	1室1時間につき
和室 大広間	510円	260円

別表3 研修施設準用利用施設利用料金の表備考第2号を削り、同表備考第3号中「引続き」を「引き続き」に、「切り下げる」を「切り捨てる」に改め、同号を同表備考第2号とし、同表備考第4号中「一般利用者」を削り、同号を同表備考第3号とし、同表備考中第5号を第4号とする。

別表4 テニスコート施設利用料金の表中「テニスコート施設利用料金」を「テニスコート施設基本利用料金」に改める。

別表5 その他施設利用料金の表中「その他施設利用料金」を「その他施設基本利用

料金」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市勤労会館、展望タワー等（すいとぴあ江南）の設置及び管理に関する条例（案）の新旧対照表

新			
(利用料金)			
第14条 すいとぴあ江南の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に掲げる額に1.3を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。			
2及び3 (略)			
4 別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。			
別表（第14条関係）			
1 <u>宿泊施設基本利用料金(1人1泊につき)</u>			
<u>施設の名称</u>	<u>利用単位</u>	<u>通常</u>	<u>土、日曜日及び祝日等</u>
洋室	1人	6,430円	7,710円
和室	2人	3,800円	4,560円
広間	3人以上	3,640円	4,360円
<u>備考</u>			
1 <u>宿泊施設利用料金には、規則に定める宿泊施設の利用時間帯に係るスクイールーム、ヘルスルーム及び大浴場の利用料金を含む。</u>			
2 <u>宿泊施設を同一利用者が引き続き利用する場合、次の宿泊施設利用時間までの時間帯に係る宿泊施設利用料金は、徴収しない。</u>			
3 <u>「祝日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める期間をいう。</u>			
2 <u>研修施設基本利用料金</u>			
<u>施設の名称</u>	<u>利用時間区分</u>		
	<u>午前7時から午前9時まで</u>	<u>午後9時から午後10時まで</u>	
	<u>午前9時から午前11時まで</u>		
	<u>午前11時から午後1時まで</u>		
	<u>午後1時から午後3時まで</u>		
	<u>午後3時から午後5時まで</u>		

新			
		午後5時から午後7時まで	
		午後7時から午後9時まで	
		<u>2時間につき</u>	<u>1時間につき</u>
<u>多目的ホール</u>		<u>6,600円</u>	<u>3,300円</u>
<u>小研修室</u>	<u>A</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>
	<u>B</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>
<u>研修室</u>	<u>A</u>	<u>1,250円</u>	<u>630円</u>
	<u>B</u>	<u>1,250円</u>	<u>630円</u>
<u>大広間</u>	<u>A</u>	<u>1,320円</u>	<u>660円</u>
	<u>B</u>	<u>2,040円</u>	<u>1,020円</u>

備考

- 1 午後9時から午後10時までの利用時間区分において、当該利用時間区分前から引き続き利用する場合に限り、30分につき当該1時間当たりの2分の1に相当する額で利用できるものとする。この場合において、研修施設ごとの徴収利用料金に10円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
- 2 研修施設を営利又は利益を目的として利用する場合の利用料金は、利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 3 (略)
- 4 (略)

3 研修施設準用利用施設基本利用料金

新

<u>施設の名</u> 称	<u>利用時間区分</u>	
	<u>午前7時から午前9時まで</u> <u>午前9時から午前11時まで</u> <u>午前11時から午後1時まで</u> <u>午後1時から午後3時まで</u> <u>午後3時から午後5時まで</u> <u>午後5時から午後7時まで</u> <u>午後7時から午後9時まで</u>	<u>午後9時から午後10時まで</u>
	<u>1室2時間につき</u>	<u>1室1時間につき</u>
<u>和室</u>	<u>510円</u>	<u>260円</u>
<u>広間</u>		

備考

1 (略)

2 午後9時から午後10時までの利用時間区分において、当該利用時間区分前から引き続き利用する場合に限り、30分につき当該1時間当たりの2分の1に相当する額で利用できるものとする。この場合において、研修施設準用利用施設ごとの徴収利用料金に10円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

3 研修施設準用利用施設を営利又は利益を目的として利用する場合の利用料金は、利用料金に2を乗じて得た額とする。

4 (略)



新

4 テニスコート施設基本利用料金

表 (略)

5 その他施設基本利用料金

表 (略)

(利用料金)

第14条 すいとぴあ江南の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

2及び3 (略)

4 別表に定めのないものの利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表（第14条関係）

1 宿泊施設利用料金

施設の名称	利用単位	利用料金
洋室	1人	1人1泊につき 6,430円
和室	2人	1人1泊につき 3,800円
広間	3人以上	1人1泊につき 3,640円

備考

- 1 宿泊施設利用料金には、規則に定める宿泊施設の利用時間帯に係るスクイールーム並びにヘルスルーム及び大浴場の利用料金を含む。
- 2 宿泊施設を同一利用者が引き続き利用する場合、次の宿泊施設利用時間までの時間帯に係る宿泊施設利用料金は、徴収しない。

2 研修施設利用料金

施設の名称	勤労者等利用者利用料金		一般利用者利用料金	
	利用時間区分		利用時間区分	
	午前7時から午前9時まで	午後9時から午後10時まで	午前7時から午前9時まで	午後9時から午後10時まで
	午前9時から午前11時まで		午前9時から午前11時まで	

旧					
		午前11時から午後1時まで		午前11時から午後1時まで	
		午後1時から午後3時まで		午後1時から午後3時まで	
		午後3時から午後5時まで		午後3時から午後5時まで	
		午後5時から午後7時まで		午後5時から午後7時まで	
		午後7時から午後9時まで		午後7時から午後9時まで	
		2時間につき	1時間につき	2時間につき	1時間につき
<u>多目的ホール</u>		<u>6,600円</u>	<u>3,300円</u>	<u>8,810円</u>	<u>4,410円</u>
<u>小研修室</u>	<u>A</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>	<u>560円</u>	<u>280円</u>
	<u>B</u>	<u>400円</u>	<u>200円</u>	<u>560円</u>	<u>280円</u>
<u>研修室</u>	<u>A</u>	<u>1,250円</u>	<u>630円</u>	<u>1,690円</u>	<u>850円</u>
	<u>B</u>	<u>1,250円</u>	<u>630円</u>	<u>1,690円</u>	<u>850円</u>
<u>大広間</u>	<u>A</u>	<u>1,320円</u>	<u>660円</u>	<u>1,770円</u>	<u>890円</u>
	<u>B</u>	<u>2,040円</u>	<u>1,020円</u>	<u>2,730円</u>	<u>1,370円</u>

備考

- 1 勤労者等利用者利用料金は、勤労者等の福祉の向上を目的とする利用について適用する。
- 2 午後9時から午後10時までの利用時間区分において、当該利用時間区分前から引続き利用する場合に限り、30分につき当該1時間当たりの2分の1に相当する額で利用できるものとする。この場合において、研修施設ごとの徴収利用料金に10円未満の端数が生じたときは切り下げる。
- 3 研修施設を営利又は利益を目的として利用する場合の利用料金は、一般利用者利用料金に2を乗じて得た額とする。

4 (略)

5 (略)

3 研修施設準用利用施設利用料金

旧

施設の名称	勤労者等利用者利用料金		一般利用者利用料金	
	利用時間区分		利用時間区分	
	午前7時から午前9時まで	午後9時から午後10時まで	午前7時から午前9時まで	午後9時から午後10時まで
	午前9時から午前11時まで		午前9時から午前11時まで	
	午前11時から午後1時まで		午前11時から午後1時まで	
	午後1時から午後3時まで		午後1時から午後3時まで	
	午後3時から午後5時まで		午後3時から午後5時まで	
	午後5時から午後7時まで		午後5時から午後7時まで	
	午後7時から午後9時まで		午後7時から午後9時まで	
	1室2時間につき	1室1時間につき	1室2時間につき	1室1時間につき
和室 広間	510円	260円	700円	350円

備考

- 1 (略)
- 2 勤労者等利用者利用料金は、勤労者等の福祉の向上を目的とする利用について適用する。
- 3 午後9時から午後10時までの利用時間区分において、当該利用時間区分前から引続き利用する場合に限り、30分につき当該1時間当たりの2分の1に相当する額で利用できるものとする。この場合において、研修施設準用利用施設ごとの徴収利用料金に10円未満の端数が生じたときは切り下げる。
- 4 研修施設準用利用施設を営利又は利益を目的として利用する場合の利用料金は、一般利用者利用料金に2を乗じて得た額とする。
- 5 (略)

旧

4 テニスコート施設利用料金

表 (略)

5 その他施設利用料金

表 (略)

令和5年議案第33号

江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年5月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「著しく汚染し、又は損傷した」に改め、同項各号を削る。

第10条第3項中「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（その者に係る個人番号カードで）及び「が記録されたものに限る。）」を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、<u>印鑑登録証が著しく汚染し、又は損傷した</u>ときは、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に対して、印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、<u>印鑑登録証が次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、印鑑登録証再交付申請書に印鑑登録証を添えて、市長に対して、印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>(1) <u>印鑑登録証が著しく汚染し、又は損傷した</u>とき。</p> <p>(2) <u>印鑑登録証の記載欄に余白がなく</u>なったとき。</p>
<p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書が印刷されるものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書交付の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>（その者に係る個人番号カードで、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が<u>記録されたものに限る。</u>）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書が印刷されるものをいう。）により</p>



新	旧
	印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

令和5年議案第34号

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年5月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、指定管理者による創意工夫を促進し参入意欲を高めるため、より弾力的な料金設定をする必要があるからであります。

## 江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例（昭和59年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「掲げる額」を「掲げる額に1.3を乗じて得た額」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例第14条の規定は、施行の日以後に施設の利用の許可を受ける者から適用し、同日前に施設の利用の許可を受けた者に係る利用料金は、なお従前の例による。

(参 考)

江南地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の  
新旧対照表

新	旧
<p>(利用料金)</p> <p>第14条 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に<u>掲げる額に1.3を乗じて得た額</u>の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第14条 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表に<u>掲げる額</u>の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

令和5年議案第35号

財産の減額譲渡について

下記のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月19日提出

江南市長 澤田 和延

記

- |          |                  |                       |
|----------|------------------|-----------------------|
| 1 譲渡する財産 | 種 類              | 土地                    |
|          | 所 在              | 江南市河野町五十間13番          |
|          | 登記地目             | 宅地                    |
|          | 登記地積             | 4,952.46平方メートル        |
|          | 種 類              | 建物                    |
|          | 所 在 地            | 江南市河野町五十間13番地         |
|          | 構 造              | 鉄筋コンクリート造2階建          |
|          | 延床面積             | 1,667.28平方メートル        |
| 2 譲渡の相手方 | 名古屋市東区泉一丁目12番25号 |                       |
|          | 株式会社アセットパートナーズ   |                       |
|          | 代表取締役 原口 秀樹      |                       |
| 3 鑑定評価額  | 土 地              | 64,400,000円           |
|          | 建 物              | 99,160,136円（固定資産税評価額） |
| 4 譲渡価格   | 金                | 35,000,000円           |

提案理由

この案を提出するのは、旧養護老人ホームむつみを鑑定評価額より減額して譲渡するため、必要があるからであります。



## 仮公有財産売買契約書

売出人 江南市 と買受人 株式会社アセットパートナーズ とは、次の条項により公有財産の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

所在及び地番	地目	数量	備考
江南市 河野町五十間 13番	宅地	4,951.34 m <sup>2</sup>	建物 1,667.28m <sup>2</sup>
以下	余	白	

(契約金額)

第2条 契約金額は、金35,000,000円とする。

(契約保証金)

第3条 買受人は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金3,500,000円を売出人に支払わなければならない。

- 前項の契約保証金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 第1項の契約保証金には、利子を付さない。
- 売出人は、買受人が次条及び第5条に定める義務を履行したときは、買受人の請求により遅滞なく第1項の契約保証金を買受人に還付する。ただし、買受人から申出があったときは、売払代金及び遅延損害金に充当することができる。

(売払代金の支払い)

第4条 買受人は、売払代金を、売出人の発行する納入通知書により本契約締結の日から20日以内に売出人に支払わなければならない。

(遅延損害金)

第5条 買受人は、前条の期日までに売払代金を支払わないときは、その金額に、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を加算して売出人に支払わなければならない。

- 前項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(登記嘱託請求書等)

第6条 買受人は、この契約の締結の際に、あらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書を売出人に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第7条 売買物件の所有権は、買受人が売払代金及び遅延損害金を完納した時に買受人に移

転する。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件の引渡しは、前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転した時にあったものとする。

(契約不適合責任)

第9条 買受人は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、引渡しの日から起算して2年を経過する日までに売払人に通知した場合に限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売払人又は買受人は、相手方に対し、協議の申入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、売払人は、買受人に不相当な負担を課するものでないときは、買受人が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
  - (2) 修補に要する費用が売払代金の額を超過する場合には、売払人は修補責任を負わない。
  - (3) この条の契約不適合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、買受人は、売払人に対し、損害賠償を請求することができる。
  - (4) 前号の損害賠償額は、売払代金の額を限度とする。
  - (5) この条の契約不適合により、買受人がこの契約を締結した目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。
  - (6) この条の契約不適合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることができない。
- 2 前項の契約不適合について、買受人は、売払人に対して、代金減額を請求することができない。
- 3 買受人がこの契約の締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売払人はこの条の責任を負わない。

(危険負担)

第10条 この契約の締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の売払人又は買受人のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失し、又は損傷し、修補が不能となり、又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、売払人、買受人の双方が書面により通知して、この契約を解除することができる。この場合において、買受人は、この契約が解除されるまでの間、売払代金の支払いを拒むことができる。

- 2 売払人は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、売払人は、売買物件を修補して買受人に引き渡すことができるものとする。この場合において、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しの時を経過しても、買受人は、売払人に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

(使用等の禁止)

第11条 買受人は、この契約の締結後10年を経過する日まで、売買物件を次の各号に掲げる用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する事業を行う施設

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の事務所その他これに類するもの

（実地調査等）

第12条 売払人は、前条に定める売買物件に係る使用状況等を確認するため売払人が必要と認めるときは、実地調査又は実地監査を行うことができる。

- 2 買受人は、売払人の求めがあったときは、売買物件に係る登記事項証明書その他の使用状況等の事実を証する資料を添えて売払人に報告しなければならない。
- 3 買受人は、正当な理由なく、第1項の実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第13条 買受人は、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる違約金（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額）を売払人に支払わなければならない。

- (1) 第11条の規定に違反したとき 売払代金に100分の20を乗じて得た額
- (2) 前条第3項の規定に違反したとき 売払代金に100分の10を乗じて得た額

- 2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第14条 売払人は、第9条第1項及び第10条第1項の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、所有権の移転の登記が完了した場合は、この限りでない。

- (1) 買受人が履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。
- (2) 買受人が契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 契約の履行につき不正行為があったとき。

- 2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害を填補し、又は一定の金額を支払う責めを負わない。

（契約の解除による精算）

第15条 売払人は、第9条第1項、第10条第1項及び前条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、買受人が既に支払った売払代金及び契約保証金（第3条第4項ただし書の規定により売払代金及び遅延損害金に充当したものを除く。第3項において同じ。）を還付する。

- 2 前項の規定により還付する売払代金には、前条の規定により解除した場合を除き、その受領の日から還付のため支出を決定した日までの日数に応じ、その還付をすべき金額に、民法（明治29年法律第89号）第404条第2項及び第3項に規定する利率を乗じて得た金額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を加算するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前条の規定により契約を解除した場合に売払人が還付する金額は、既に納付した売払代金及び契約保証金から、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた額）を控除した金額とする。

- (1) 第11条の規定に違反したとき 売払代金に100分の20を乗じて得た額
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、買受人の責めに帰すべき理由によるとき 売払代金に100分の10を乗じて得た額

- 4 前項の場合において、買受人は、既に納付した売払代金及び契約保証金が同項の規定により控除すべき額に満たないときは、当該控除すべき額に不足する金額を売払人に支払わなければならない。

- 5 売払人は、前各項の規定により契約の解除による精算をするときは、書面により買受人



に通知しなければならない。

6 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

7 前項に定めるもののほか、売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った遅延損害金、違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第16条 売払人は、この契約に定めるもののほか、買受人の責めに帰すべき事由により損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、買受人の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第18条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、売払人、買受人協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、江南市の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、売払人及び買受人が記名押印の上、各自その1通を保管する。

この契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

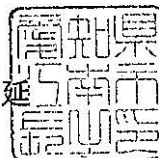
令和 5 年 3 月 30 日

売払人

江南市

江南市長

澤田和延



買受人

住所

愛知県名古屋市東区泉一丁目12番25号

株式会社 アセットパートナーズ

氏名

代表取締役 原口秀樹

令和5年議案第36号

損害賠償の和解及び額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年5月19日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

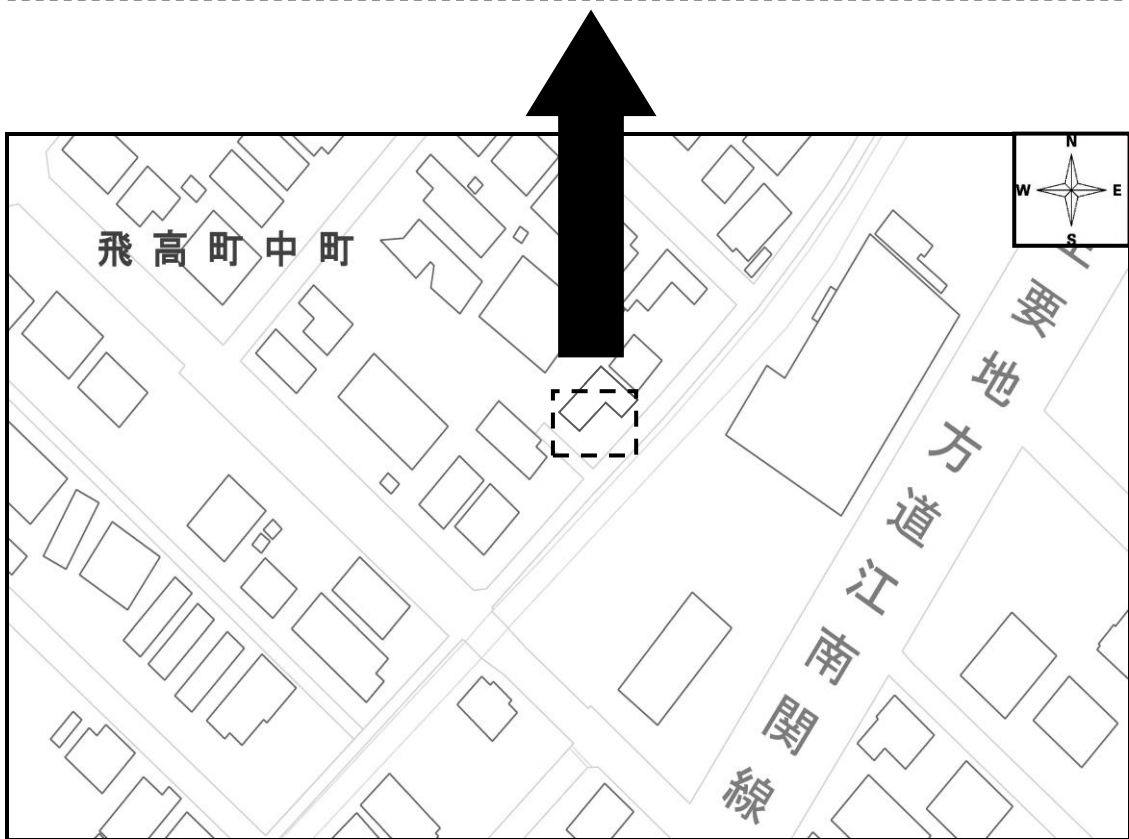
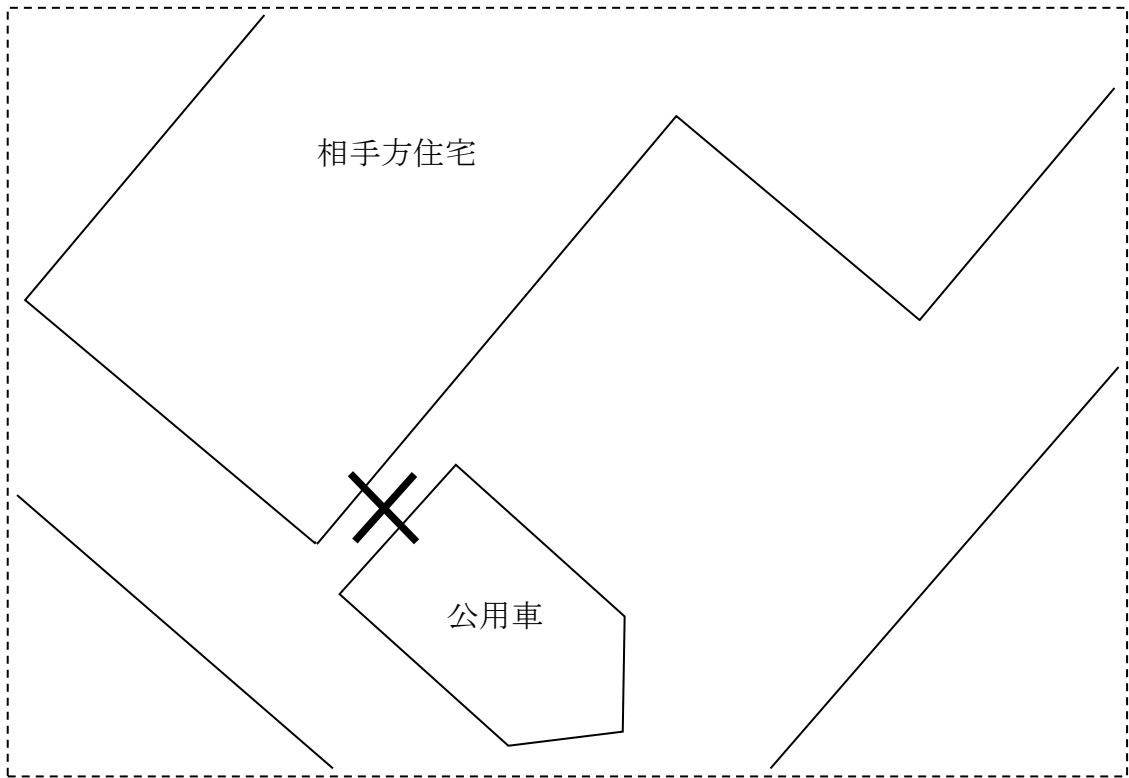
この案を提出するのは、令和4年11月21日江南市飛高町地内において、職員が公用車による事故を起こしたことにより、市に損害賠償義務が生じたからであります。

和解及び賠償金調書

事故発生日時	令和4年11月21日 午前9時55分頃	
事故発生場所	江南市飛高町中町76番地	
当事者(甲)	江南市	運転者 税務課 職員
当事者(乙)	相手方	家屋所有者 市内在住 男性
事故の状況	家屋調査訪問時、バックで駐車する際ブレーキのタイミングが遅れ公用車の後部を家屋の外壁に接触させたもの。	
和解の内容	<p>1. 双方の損害額及び過失割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 損害額 甲 金 126,929円 乙 金 1,672,000円</p> <p>(2) 過失割合 甲 100% 乙 0%</p> <p>甲は、乙に対し、金1,672,000円を賠償するものとする。</p> <p>2. その他に関しては、一切異議、請求の申立てをしないものとする。</p>	
賠償金額	外壁修繕費 金 1,672,000円	

(参 考)

事故現場説明図（江南市飛高町中町76番地）



令和5年報告第2号

損害賠償の和解及び額を定めることについての専決処分について

市において損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

江南市長 澤田 和延

専決処分書

損害賠償義務が発生したので、その和解及び額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和5年4月28日

江南市長 澤田 和延

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和5年4月22日（土）<br>午後0時50分ごろ  |
| 2 | 事故発生場所 | 江南市高屋町遠場地内 県道64号線主要地方道一宮犬山線  |
| 3 | 相手方    | 市内在住 男性  |
| 4 | 事故の概要  | 古知野中学校と扶桑中学校の野球部が練習試合を行っていたところ、打球が敷地外に飛び出し、県道64号線主要地方道一宮犬山線を走行中の乗用車のフロントナンバープレートに接触した。その際、乗用車のフロントナンバープレート（ベース共）が損傷したもの。 |
| 5 | 双方の損害額 | 江南市 金 0円<br>相手方 金 19,800円  |
| 6 | 過失割合   | 江南市 100%<br>相手方 0%   |
| 7 | 損害賠償額  | 修繕費 金 19,800円  |

